

施 工 条 件 の 明 示

事務所名：江戸川下水道事務所

工 事 名：江戸川第二終末処理場低段N o. 3 汚水ポンプ設備他修繕工事（その2）

路 線 名：江戸川第二終末処理場

工事箇所：市川市福栄

明示項目	明示事項
工 程 関 係	1. 監督職員と密に連絡をとり工程に遅延なきよう努めること。 2. 作業時間は午前8時から午後5時までを原則とする。 3. 処理場の運転に支障が最小限となるよう努めること。 4. 別途工事が施工されており、着手する順番などを関係者と十分協議し、工程調整を行うこと。
用 地 関 係	1. 現場事務所及び資機材置場については、監督員と協議し指定された場所とすること。 2. 工事完了後は原形復旧すること。
公 害 関 係	1. 各種公害対策関係法規に遵うこと。 2. 工事箇所は市川市環境保全条例が適用される。適切な対応を行うこと。 3. 工事関係車両は千葉県環境保全条例で定めるアイドリングストップを徹底すること。 4. 工事の過程で発生する砂塵・粉塵や臭気の拡散を防ぐこと。
安 全 対 策 関 係	1. 施工時および工事車両の現場への出入りの際には安全に配慮すること。 2. 「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型、胴ベルト型及びランヤード等）を使用すること。 3. 開口部など現場条件（危険箇所）を確認の上、防護柵や標識など適切かつ十分な安全対策を講じ、転落事故など労働災害防止に努めること。 4. 本工事箇所は汚泥の堆積による有毒ガス発生の恐れがあるため、労働安全衛生法に規定する「酸素欠乏症等防止規則」を準拠すること。
工事用道路関係	1. 場内道路は、時速20km以下で走行すること。 2. 処理場用地などへの進入箇所については監督職員の指示によること。 3. 場内道路を損傷した場合は、必要な維持補修を実施し安全を確保するとともに、原形復旧すること。
仮 設 備 関 係	1. 本工事の仮設工事は、任意仮設とする。
建設副産物関係	1. 仕様書のとおり。
工事支障物件等	1. 既存工作物には十分注意し、破損した場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。 2. 運転停止等が必要な場合は監督職員を通じ事前に関係者と協議すること。
排水工 (濁水処理関係)	1. 本工事の排水は、監督職員と協議すること。 2. 清掃などで生じる排水及び汚泥は施工箇所周辺のピットに排出することができる。

明示項目	明示事項
そ の 他	1. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。 2. 工事用電源および工事用水は支給しない。 3. 江戸川第二終末処理場内の各工事間で施工上の支障が出ないよう連絡を密に取り調整を図ること。 4. 本工事を受注した場合は、適正な賃金台帳を作成し、その台帳に基づく調査票等の作成及び事業所の訪問調査・指導に協力すること。 また、本工事の一部について下請契約を締結する場合も、下請業者は同様の義務を負う旨、下請契約に定めること。 （労務費調査：請負金額が1000万円以上で、10月に現場施工する工事が対象） 5. 本工事は、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第2条第1項第4号及び同条第2項に基づく現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない工事である。 6. 本工事は、遠隔臨場の実施の可否について、契約後に受注者からの希望に基づき受発注者協議により決定する工事である。実施に当たっては千葉県県土整備部の「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づくものとする。 7. 工場製作のみが行われている期間は主任（監理）技術者の専任を要しない。